

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 林神社福祉事業会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人林神社福祉事業会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、1日5,000円を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が監査の業務にあたった場合、及び理事がそれに立ち会った場合は1日5,000円を支払うことができる。

第5条 同一日に2以上の会に出席した場合は、5,000円を上限とする。

(改 正)

第6条 この規程を改正するときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。